

1 議 事 日 程（2日目）

〔平成29年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成29年2月24日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議案第3号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 議案第4号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第6号 財産の取得（史跡地）について
- 日程第7 議案第7号 水城館の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第8号 太宰府市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第18号 太宰府市総合運動公園整備事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第19 議案第19号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について
- 日程第20 議案第20号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第21号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第23号 太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について

- 日程第23 議案第24号 太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第25号 太宰府市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第26号 太宰府都市計画門前町特別用途地区条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第27号 太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第28号 太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第29号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第29 議案第30号 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第31号 平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第31 発議第2号 太宰府市議会議員政治倫理条例の制定について
- 日程第32 発議第3号 太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 意見書第1号 通級指導教室における教員の増員を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堺	剛	議員	2番	船越	隆之	議員
3番	木村	彰人	議員	4番	森田	正嗣	議員
5番	有吉	重幸	議員	6番	入江	寿	議員
7番	笠利	毅	議員	8番	徳永	洋介	議員
9番	宮原	伸一	議員	10番	上	疆	議員
11番	神武	綾	議員	12番	小嶋	真由美	議員
13番	陶山	良尚	議員	14番	長谷川	公成	議員
15番	藤井	雅之	議員	16番	門田	直樹	議員
17番	村山	弘行	議員	18番	橋本	健	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	芦刈	茂	副市長	富田	讓
教育長	木村	甚治	総務部長	石田	宏二
地域健康部長	友田	浩	総務部理事 兼公共施設整備課長	原口	信行
建設経済部長	井浦	真須己	市民福祉部長	濱本	泰裕
観光推進担当部長 兼観光経済課長	藤田	彰	教育部長	緒方	扶美
上下水道部長	今村	巧児	教育部理事	江口	尋信
総務課長	田中	縁	経営企画課長	山浦	剛志
地域づくり課長	藤井	泰人	スポーツ課長	大塚	源之進

市民課長 行武佐江
社会教育課長 中山和彦
監査委員事務局長 渡辺美知子

都市計画課長 木村昌春
上下水道課長 古賀良平

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 阿部宏亮
書記 山浦百合子

議事課長 花田善祐
書記 高原真理子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりで。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」を議題とします。

現在の選挙管理委員会委員及び補充員の任期が、平成29年3月31日をもって満了となるため、選挙管理委員長から、地方自治法第182条第8項の規定により、選挙事由の発生について1月20日付をもって通知があつております。よって、本日ここに、委員及び補充員の選挙を行うものであります。

ここで選挙の方法について説明いたします。

選挙は、選挙管理委員会委員4名と補充員4名を選挙しなければなりません。

選挙の方法は、投票と指名推選の2通りの方法があります。指名推選の方法を用いる場合は、地方自治法第118条第2項及び第3項の規定により、議員中に指名推選の方法を用いることに異議がないこと、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員全員の同意があつた者をもって当選人とすることという条件があります。

お諮りします。

以上のことを承知いただきまして、この選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、指名推選委員会を設置し、指名推選委員会において指名することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

指名推選委員の選任及び正副委員長については、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、ただいまから指名をいたします。

委員長に門田直樹議員、副委員長に陶山良尚議員、委員に村山弘行議員、小畠真由美議員、上疆議員及び私、橋本健を指名いたします。

なお、指名推選委員会にあつては、会期内に被指名人を決定され、報告をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(橋本 健議員) 日程第2、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、諮問第1号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成17名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(橋本 健議員) 日程第3、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第2号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、諮問第2号は適任として答申することに決定しました。

(適任 賛成17名、反対0名 午前10時04分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第3号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(橋本 健議員) 日程第4、議案第3号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第3号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第4号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

○議長（橋本 健議員） 日程第5、議案第4号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第4号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第6号 財産の取得（史跡地）について

○議長（橋本 健議員） 日程第6、議案第6号「財産の取得（史跡地）について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第6号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7から日程第14まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第7、議案第7号「水城館の指定管理者の指定について」から日程第14、議案第14号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第7号から議案第12号まで及び議案第14号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

次に、議案第13号について通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 議案第13号について質疑をさせていただきます。

初日の提案理由の際に市長が述べられました、選挙公約に基づきということ提案理由で述べられておりますが、しかし選挙公約で市長が述べられたのは、月額91万円から70万円という、これ当時の選挙公報です。市長、これ見られていますか。市長、これ当時配布された選挙公報には、70万円ということが明記をされています。これが選挙公約であるというふうに私は理解しておりますけれども、今回は月額91万9,000円から1割カットする内容であつて、選挙公約の20万円とは違うのではないかというふうに私は理解をしておりますけれども、まず伺いたいのは、今回の提案金額になつた経過とその理由について、ご答弁をお願いします。

○議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(芦刈 茂) 皆様、おはようございます。

ただいまの質疑についてご回答を申し上げます。

私は、市長選挙の公約として、市長の報酬の削減を掲げておりました。そして、市長就任後、平成27年6月議会において給与削減の特例条例を提案したところでございますが、否決と

いう結果でございました。その際のご意見として、公約履行という観点から、私の責任において在任期間に限った措置とすること、また給与の引き下げが副市長や教育長、一般職にまで及ぶことがないようにといったご意見をいただいたところでございます。

平成27年4月の市長選挙におきまして、市民の皆様の負託を受けて当選させていただき、間もなく4年の任期の折り返しとなります。ここでもう一度初心に戻り、公約を実行すべく、給与の削減についても実現していきたいと考えております。

このような経過を踏まえまして、熟慮の結果、10%削減を提案させていただいております。どうか私の決意をお酌み取りいただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問は。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） だとしたら、私は今のが提案の理由であって、選挙公約という提案の理由は成り立っていないのではないかというふうに思いますし、それと議会で、当時私は賛成いたしましたけれども、否決という結果になりました。しかし、じゃあその後、市長がどういうことを行動をとられてきたのかというのが、正直見えないところがあります。

例えば20万円の否決された後、それを法務局に供託をして受け取らないとか、そういったことだって、手だてとしては市長の姿勢を見せる上では考えられたと思いますが、そういったことはとられずに、今回また選挙公約に基づいてということですが、選挙公約とは違う数字が上がってきているということは、疑問に思いますけれども、市長がこの間そういった行動等はとられなかった理由というのは、何かあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 平成27年4月の議会において否決されておるわけですから、同じものを出すわけにはまいらないということが片一方あるわけですが、行財政改革を本気で先頭に立ってやり抜くという形でございました。今申し上げましたように、1年目、当初ご提案申し上げましたが、残念ながら可決というぐあいにはまいりませんで、2年目、残念ながら出せておりませんが、ちょうどこの2年の折り返し点になりますので、改めて熟慮の結果をご提案申し上げ、ご検討、ご賛同いただきたいということで提案をさせていただいておりますので、よろしくご検討いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 最後ですけれども、今ご答弁言われました。同じものを出すわけにはいかないということですが、公約という言葉の意味を辞書で引きましたら、こう書いてあります。「公開の場で、また公衆に対して約束をすること。特に選挙のとき、政党や立候補者などが、公衆に対し政策などの実行を約束すること。」というふうにあります。

その言葉の意味をとれば、最初公報に載せられたこの数字が公約ということであって、それ

は同じものを出すわけにはいかないではなくて、同じものを出して通してもらうように努力示す姿勢を見せられることも、必要だったのではないかというふうには私は思います。これはもう質問ではありません。私の所見でありますので、この点だけ述べさせていただきます、質疑終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 回答はよろしいですね。

○15番（藤井雅之議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 次に、17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 今、藤井議員から質疑があって、類似した質疑になろうかと思っておりますけれども、市長今述べられましたように、平成27年6月に、公約どおりということで減額の提案をされました。その際、議会はこれを否決したわけでありまして。したがって、市長のこの91万円から70万円にするという提案について、太宰府市議会はこれを否決したというのが、平成27年6月の議会の、言うなら意思だったというふうに思います。

太宰府市議会の意思はもう決定を既にしたわけでありまして、市長が公約ということであれば、毎年新年度予算を提案をするから、そのたびに市長の公約ということで出すということであれば、昨年も出すべきではなかったかというふうに思います。昨年は出さないで今年出して、今藤井議員が言われたように、今回は10%の減額で82万7,000円という金額を出された。という意味では、第1日目の平成27年6月の減額と今回の提案の整合性はどうか考えておられるのか、それからなぜ昨年は出されなかったのか、その回答をまずお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 回答申し上げます。

先ほど藤井議員の質疑に対してもご回答を申し上げたとおり、私は市長選挙の公約として報酬の削減を掲げておりました。そして、市長就任後の平成27年6月議会において提案したところでございますが、否決という結果は、さっきも申し上げたとおりでございます。

いろいろなご意見あったわけですが、ちょうど4年の折り返し点になるということで、これをそのままとくわけにはいけないということで、折り返し点になりますので、もう一度削減をお願いしているところでございます。

1年目は提案をさせていただきました。2年目もそういう動きをしましたが、残念ながら提案するまで至ってないということでございます。

このような経過を踏まえて、今回議案を提案させていただいておりますので、決意をお酌み取りいただき、ご検討、ご賛同いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 余り折り返しというのは意味がないような気がします。提案をどうしても市民の皆さんと公約で約束をしたという思いがあれば、毎年ここに記載される70万円の減額を提案をし、そして議会が何とか通るように市長が汗をかくというのが、全く私どもには見

えません。2年過ぎた後、折り返しということで、今回は10%の減額ということでは、我々議員は多分、私は少なくとも納得に値しないという感じがいたします。

私は、公約というものであれば、最初からずっと自分は市長の間は70万円の減額を毎議会たびに提案する、そのたびに議員の皆さんたちに理解をしてもらうための諸策をとるべきだったろうというふうに思います。その間何も放置されとって、隔年置きみたいな感じで減額の提案をされるということは、何か見た目だけをというような感じがいたしますので、どうも整合性が、第1回目の70万円の減額提案と、今回の10%の減額について整合性がなかなか見当たらないというふうに私は思いますので、その分は指摘をして、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第7号から議案第14号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15から日程第22まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第15、議案第15号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」から日程第22、議案第23号「太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第15号から議案第21号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

次に、議案第23号について通告があつてしますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 議案第23号「太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について」質疑をさせていただきます。

この条例について、スポーツ振興事務所、この事業内容が何になるのか、そしてこの条例の名称が設置条例ではないかというふうにも思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） おはようございます。

それでは、議案第23号の質疑についてご回答を申し上げます。

まず1点目のスポーツ振興事務所の事業内容についてのご質問でございますけれども、今回の条例制定につきましては、スポーツ課の事務所移転に伴います地方自治法第155条第1項の規定に基づく事務所の設置に関する条例の制定でございますので、事務分掌につきましてはの変

更は何もございません。

今後は本施設に太宰府市体育協会の事務所もあわせて移設をすることから、とびうめアリーナをスポーツの拠点と位置づけまして、協会を初めとする関係団体と連携いたしまして、スポーツ振興に取り組んでまいります。

次に、2点目の条例の名称についてのご質問でございますが、条例の設置につきましては、本条例の第1条に設置規定を明記しておりまして、あえて条例の名称には「設置」という文言は用いておりません。

なお、本市の同様の条例といたしまして、平成25年12月議会の議決の太宰府市公文書館条例、平成26年3月議会議決の太宰府市上下水道事業センター条例などにつきましても、設置規定につきましては条文中に規定しておりまして、条例の名称には「設置」という文言は用いておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問がございますか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） この事務所の位置が通古賀の197番地3号というふうになっていますので、今部長の回答にありましたスポーツ課、それから体育協会の事務所が入ると、今入っていますNPO法人、2団体入ってあると思いますけれども、そこも含めた上での事務所というふうを考えてよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） その建物全体の総称として、スポーツ振興事務所という表示になります。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

○11番（神武 綾議員） はい。

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第15号から議案第21号まで及び議案第23号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23から日程第27まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第23、議案第24号「太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第27、議案第28号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま

す。

議案第24号から議案第28号までは建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第28 議案第29号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について**

○議長（橋本 健議員） 日程第28、議案第29号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第29号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第30号 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第29、議案第30号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第30号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第30 議案第31号 平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について**

○議長（橋本 健議員） 日程第30、議案第31号「平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第31号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31と日程第32を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第31、発議第2号「太宰府市議会議員政治倫理条例の制定について」及び日程第32、発議第3号「太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

政治倫理条例制定特別委員会委員長 門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 発議第2号及び発議第3号については関連がありますので、一括で提案をさせていただきます。

まず、発議第2号「太宰府市議会議員政治倫理条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

平成27年5月に太宰府市議会議員が公職選挙法違反で逮捕されるという事件を受け、市民の皆様への議会に対する不信を招き、信頼を著しく失墜させたことを、市議会として重く受けとめ、同年6月24日に政治倫理条例制定特別委員会を設置しました。今後このようなことが起きることがないように、議会として議員一人一人が公人としての自覚を再確認するとともに、改めて議員として襟を正し、政治倫理条例制定に向けて取り組んでまいりました。

委員会における議論の中で、現在の政治倫理要綱では明確に政治倫理を示すには至っていないということから、条例の早期制定を第1の目的としました。

また、他市の条例を見ますと、市長等を含めているところでもありましたが、先ほどの経緯から、まずはみずからを律するという意味でも、議員だけを対象にした条例の制定をということで、議論を重ねてまいりました。

条例の概要といたしましては、15条の本則及び附則で構成されており、議員の責務、政治倫理基準などに関する事項を定め、平成29年4月1日から施行するものとなっております。

詳細につきましては、配付させていただいております議案書のとおりでございます。

この条例を検討していく中で、特に議論となったものに、審査会の設置と資産報告がありました。

審査会の設置に関しましては、附属機関として設置し、第三者に審議してもらうべきではないかとの活発な議論が交わされましたが、附属機関の設置に関する考え方、委員の報酬支払いに対し地方自治法上疑義があるため、それらの課題等をクリアしていくには、かなりの時間を必要とすることから、議論の結果、今回の提案では議員のみをもって構成する審査会といたしました。

また、資産報告につきましても、資産の定義、公開の範囲等について慎重審議を必要とすることから、こちらにつきましても、まずは条例の制定という第1の目的を果たすため、議論の結果、今回の条例の中には入っておりません。

この2点につきましては、今後におきましても、本市議会の課題として継続的に論議していかねばならないものと認識しております。

今回の発議に当たって何よりも重視したのは、早期の条例の制定ということでありましたことから、本日の提案となったことについてご理解をいただきたいものと思います。委員一同も、今回のこの条例制定をもってゴールとは思っておりません。スタートだと思っているところでございます。

最後に、この条例の目的にあるとおり、議員は市民全体の代表者であることを自覚し、その

人格と倫理の向上に努め、公正で開かれた民主的な市政の発展に努めていくために、全議員の協力が必要となってきます。議員におかれましては、政治倫理条例の制定にご賛同お願い申し上げるとともに、今後太宰府市議会が新しい条例のもと、明確な政治倫理基準に基づき、市民との信頼関係をより確固たるものとし、市民からの期待に応えられる議会の実施を目指し、提案理由の説明とさせていただきます。

次に、発議第3号「太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

太宰府市議会議員政治倫理条例を上程することに伴い、太宰府市議会基本条例の政治倫理に関する第11条の条文について改正の必要が生じたため、あわせて改正を行うものです。

以上で発議第2号及び発議第3号の提案理由の説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

発議第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 発議第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

両案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

発議第2号「太宰府市議会議員政治倫理条例の制定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時30分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、発議第3号「太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第33 意見書第1号 通級指導教室における教員の増員を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第33、意見書第1号「通級指導教室における教員の増員を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番神武綾議員。

〔11番 神武綾議員 登壇〕

○11番（神武 綾議員） 意見書第1号「通級指導教室における教員の増員を求める意見書」を、太宰府市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提案させていただきます。

この意見書は、太宰府市議会におきましても、一般質問等で教室の増設に当たっての教員の増員を求める要望が取り上げられており、教員配置を行う福岡県に対して要望する内容としています。

意見書を朗読させていただき、提案説明とさせていただきます。

通級指導教室における教員の増員を求める意見書。

小・中学校において、通常の学級に在籍しながら、一部の授業について、障がいの状態に応じた特別の指導を通級指導教室で受ける教育の形態を望む子どもたちが増えています。

通級指導教室による指導は、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等を対象にしており、言葉、コミュニケーション、行動面で学習や生活において困っている子どもたちのために、個別の指導を支援しています。

太宰府市において利用している保護者の方からは、低学年の間にその子に合った支援を受け、先生と共有でき、上級学校に行ったときに子どもの成長、発達に大きな影響を与え、学校生活が充実したものになったとの声が聞かれます。

毎年10月に翌年度の新設・増設要望書を提出していますが、基準外教職員配置要望どおり配置されず、希望数の全員受け入れを行うには、市費の教員配置で対応し運営を行っています。

今後、利用児童・生徒が増えていくことが見込まれます。現状では利用したくとも保護者の仕事の都合、車を所持していないことなどで送迎が難しく諦めている方は、各学校に設置することを望んでいます。保護者も教員も、通級指導教室の教員が在籍学級での様子を見て、在籍



学級担任教員との情報交換などを行い、支援を一緒に検討することによって、学校全体の安定にもつながると考えています。

通級による指導は、文部科学省が認めている制度です。子どもたちの発達、教育保障の点からも、下記の要望事項についてその実現を強く要望いたします。

記。1、県においては、教員の増員を早急に行うこと。2、教室の増設に係る整備費、備品購入費等の補助を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第1号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月7日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時35分

~~~~~ ○ ~~~~~